平成26年度

登米市水道事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月14日提出〕

宮城県登米市

平成26年度登米市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度登米市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給	水件数		30,	300件
(2)	年	間総配水量	9,	764,	$0 \ 0 \ 0 \ m^3$
(3)	年	間総有収水量	8,	1 4 7,	$3~0~0~\text{m}^3$
(4)	主	な建設改良事業			
	ア	取水施設整備事業		178,	9 5 6 千円
	イ	浄水施設整備事業		132,	989千円

ウ 配給水施設整備事業 1,507,058千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

			収	人			
第8款 力	、道事業収	益		2,	619,	3 5 3	千円
第1項	営業収	益		2,	309,	7 6 1	千円
第2項	営業外収	益			308,	7 3 7	千円
第3項	特別利	益				8 5 5	千円
			支	出			
第9款 力	、道事業費	用		2,	808,	3 3 4	千円
第1項	営業費	用		2,	1 1 4,	4 2 9	千円
第2項	営業外費	用			279,	9 5 1	千円
第3項	特別損	失			393,	9 5 4	千円
第4項	予 備	費			20,	0 0 0	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額938,497千円は、過年度分損益勘定留保資金830,845千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107,652千円で補てんするものとする。)。

収 入

第10款 資 本 的 収 入 第1項 企 業 債 第2項 負担金及び補償金 第3項 補 助 金 第4項 出 資 金 第5項 加 入 金

 1,494,165
 千円

 863,500
 千円

 182,521
 千円

 166,257
 千円

 267,556
 千円

 14,331
 千円

支 出

第11款 資 本 的 支 出 第1項 建 設 改 良 費 第2項 企業債償還金

2, 432, 662 千円 1,821,963 千円 610,699 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 資本的	1. 建 設	配水池	千円	平成 26 年度	328,536 千円
支 出	改良費	築造事業	1, 200, 000	平成 27 年度	871,464 千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期	間	限	度	頁
水道料金徴収等管理業務委託	平成 2 7 年度 平成 3 1		8	356, 44	0 千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ア取水施設整備事業	千円 102,800	証書借入	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式	借入先の融 資 条 件 に よ る。ただし、
イ 浄水施設整備事業	70, 900		で借り入れる 政府資金及び	る。たたし、 企業財政その 他の都合によ
ウ 配水管整備事業	512, 500		地方公共団体金融機構資金	り繰上償還又 は低利に借り

工 緊急時用連絡管 整備事業	32, 200		利率の見直し できる。 を行った後に おいては、当 該見直し後の	利率の見直し できる。	換えることが できる。
才 緊急遮断弁整備 事業	8, 400				
カ ダクタイル鋳鉄管 更新事業	40,900		利率)		
キ 配水池築造事業	95, 800				
合 計	863, 500				

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

650,760 千円

(他会計からの補助金)

第9条 地方公営企業法第17条の3の規定に基づく登米市一般会計からこの 会計へ補助を受ける事項、金額は次のとおりと定める。

事 項	金額
統合簡易水道繰入金 (東和)	7,372千円
統合簡易水道繰入金 (石越)	27,176千円
統合簡易水道繰入金(横山)	20,784千円
小規模水道繰入金(大綱木・合ノ木)	4,603千円
合 計	59,935千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、37,513千円と定める。

平成26年2月14日 提出

登米市長 布施 孝尚